

農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が制定されました。



食料システム法

概要パンフレット



〔食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律〕

はじめに
～ 食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な費用を考慮した価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

合理的な費用を考慮した価格形成

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法律の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

注) 努力義務を踏まえた事業者の行動規範(判断基準)は、省令で規定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

(令和7年10月1日より開始)

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注) 不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。

指定品目

- ・米穀
- ・野菜
- ・豆腐
- ・納豆
- ・飲用牛乳(成分調整牛乳を除く)

注) 令和8年1月30日に省令を公布

指定品目について
コスト指標を作成

コスト指標作成団体

- ① 関係者によるコスト指標の作成・公表
注) 団体の役職員等に対し秘密保持義務
- ② 消費者への情報提供

取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明した協議の申出があったにもかかわらず、繁忙期を理由に取り合わない
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に納品価格の値引きを行う決定をする
- ③ 商慣習の改善に関する提案があったにもかかわらず、検討することなく取り合わない
- ④ 協議の申出のみを理由として、取引数量の削減など不利益な取扱いを行う

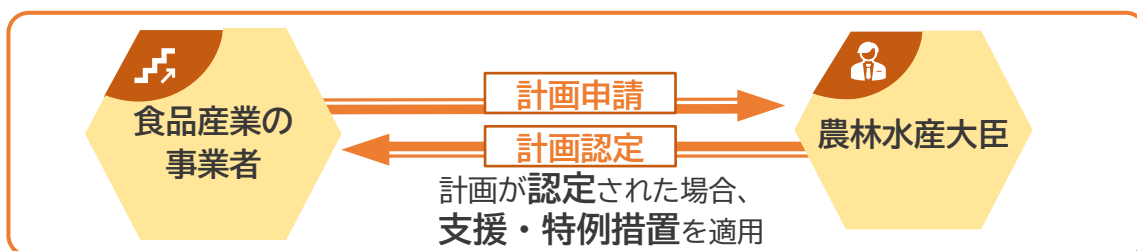
食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度)

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが本法律の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



01 生産者との安定的な取引関係の確立

💡 取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

💡 取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

💡 取組事例

- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
- ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

💡 取組事例

- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✏ 01～04のための 技術の研究開発 や 事業再編 も、認定の対象となります。

💡 取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

認定による主なメリット

資金調達支援		中小企業者に対する長期・低利の融資
		融資を受ける際の債務保証
税制優遇		中小企業の設備投資に対する税制優遇
		脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発		農研機構の所有する研究開発設備の利用

Q & A

Q 努力義務違反についての相談や報告はどこで受け付けているのですか？

A 農林水産省のHPに、食品等の適正取引に関する情報受付窓口
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>)を設置していますので、そちらにお
寄せください。

Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか？

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法のHP
に掲載している申請の手引きをご確認ください。

お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食料システム連携推進室

TEL (直通) : 03-6744-2278 (合理的な費用を考慮した価格形成について)
03-6744-2054 (食品産業の持続的な発展について)

関連農林水産省ホームページ

- 食料システム法のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



- 計画認定制度のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



- 食品等の取引適正化のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>



- 食品等の適正取引に関する情報受付窓口のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



- 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインのページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>



米のコスト指標（令和8年4月）

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構
（コスト指標作成等委員会）

米のコスト指標の作成主体

- 米穀機構は、食料システム法に基づくコスト指標作成団体として、米のコスト指標を作成。
- 指標の作成方法は、機構に設置したコスト指標作成等委員会（令和7年12月以降、4回開催）により、令和8年3月6日に決定されたもの。

【コスト指標作成等委員会 委員・オブザーバー名簿（令和8年4月7日現在）】

		団体名	役職名	氏名
議長		日本大学	法学部 教授	西川 邦夫
委員	生産	全国農業協同組合連合会	米穀部長	藤井 暁
		ホクレン農業協同組合連合会	米穀事業本部 米穀部長	駒形 剛
		公益社団法人 日本農業法人協会	総務政策課 政策担当課長	森 誠悟
	流通	全国主食集荷協同組合連合会	米穀販売部長	山口 賢二
		全国米穀販売事業共済協同組合	業務部長	西村 裕二
	販売	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会	専務理事	皆川 剛
		一般社団法人 全国スーパーマーケット協会	常務理事	島原 康浩
		日本チェーンストア協会	専務理事	牧野 剛
オブザーバー	全国農業協同組合中央会		農政部 水田・畑作農業対策課長	菅原 智樹
	主婦連合会		常任幹事	山根 香織
	公益財団法人 流通経済研究所		常務理事	折笠 俊輔
	株式会社 博報堂		テーマビジネスデザイン局 ビジネスプロデューサー	榊 祐一郎

米のコスト指標について（解説）

【趣旨・目的】

- 食料システム法では、食料全般の取引を対象として「費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応じること」等の努力義務が課され、この努力義務が果たされているかの判断基準（協議の速やかな開始、協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと等）に基づき指導・助言等の措置が講じられる。
- 同法に基づき、指定飲食料品等（米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆）について、農林水産大臣が認定した団体によりコスト指標が作成・公表されると、取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能となる。
- これにより、費用を考慮した取引が行われることを通じて、米を含む食料の持続的な供給の実現を図る。

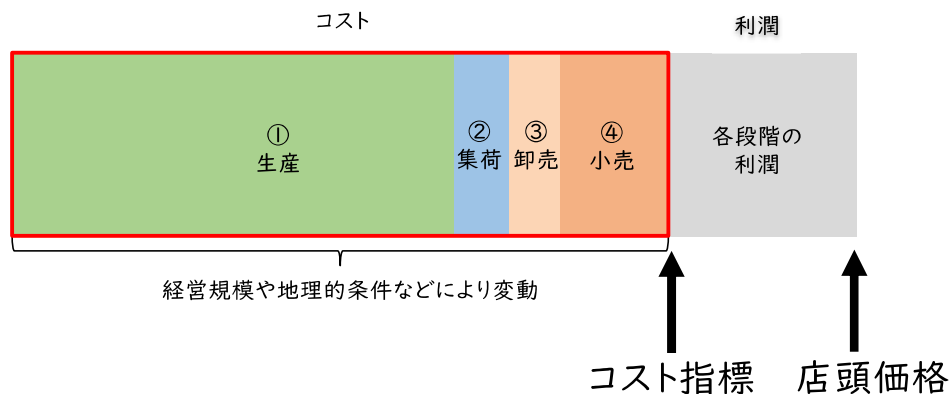
【コスト指標の活用】

- 取引価格は需給状況や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されるもの。
- 実際の取引の場においては、必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定。また、取引では自らの利潤やブランド力も加味した交渉が必要。（地域別・地帯別等の作成は、各産地の実状を踏まえ、それぞれの産地で対応を検討。）
- 米においては、生産者が買い取りを行う事業者に対して直接交渉する場合や、集荷業者や卸売業者がそれまでの各段階で増加したコストを踏まえた交渉が行われることを想定。
- 消費者に対しては、生産から販売までの各段階の果たす役割や、各段階でどれくらいのコストがかかっているのが周知されることが重要。
- コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。また、取引における価格を約束するものではなく、取引において参照される指標である。

2

コスト指標と取引価格の違い

- コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。
- コスト指標は取引において参照される指標であるが、実際の取引においては、需給状況や品質評価が適切に反映され、利潤やブランド力も踏まえて当事者間で価格を決定。
- 必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定。



※ 各段階の利潤の実績値については、中小企業庁等の政府調査の結果、業界団体が公表するデータ等を参照されたい。

5

3

米のコスト指標（令和8年4月7日公表）

(円/玄米1kg)(税込)
(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)

【令和8年4月時点】

生産段階のコスト指標
(20,535円/玄米60kg)

生産 342.3 対前年比+3.4%	肥料費	22.7円
		(+3.2%)
	農業薬剤費	18.3円
		(+1.7%)
	賃借料及び料金	28.1円
		(+6.3%)
	農機具費	70.4円
	労働費	113.9円
		(+3.5%)
	その他	88.9円
		(+1.6%)

集荷段階のコスト指標
(2,539円/玄米60kg)

集荷 42.3 対前年比+2.9%	保管料・入出庫料	9.0円
		(+1.8%)
	運賃	9.1円
		(+2.7%)
	人件費	6.9円
		(+5.7%)
	その他	17.3円
		(+2.4%)

卸売段階のコスト指標
(2,346円/玄米60kg)

卸売 39.1 対前年比+1.3%	輸送費	9.2円
		(+2.7%)
	精米費	15.6円
		(-0.6%)
	販売費	3.8円
		(+2.7%)
	管理費	6.9円
		(+2.6%)
	その他諸費	3.5円
		(+2.7%)

小売段階のコスト指標
(4,992円/玄米60kg)

小売 83.2 対前年比+1.8%	人件費	32.6円
		(+2.6%)
	物流費	7.8円
		(+2.7%)
	その他	42.8円
		(+1.2%)

4段階（生産～小売）の合計は、506.9円/玄米1kg
➡**精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,816円/精米5kg」**

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

【令和7年4月時点】

生産段階のコスト指標
(19,860円/玄米60kg)

生産 331.0	肥料費	22.0円
	農業薬剤費	18.0円
	賃借及び料金	26.4円
	農機具費	67.1円
	労働費	110.0円
	その他	87.5円

集荷段階のコスト指標
(2,469円/玄米60kg)

集荷 41.1	保管料・入出庫料	8.8円
	運賃	8.9円
	人件費	6.5円
	その他	16.9円

卸売段階のコスト指標
(2,315円/玄米60kg)

卸売 38.6	輸送費	8.9円
	精米費	15.7円
	販売費	3.7円
	管理費	6.7円
	その他諸費	3.4円

小売段階のコスト指標
(4,902円/玄米60kg)

小売 81.7	人件費	31.8円
	物流費	7.6円
	その他	42.3円

4段階（生産～小売）の合計は、492.4円/玄米1kg
➡**精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,736円/精米5kg」**

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

食料システム法計画認定マーク使用規約

令和8年5月13日

新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課

食料システム連携推進室

1. 目的

「食料システム法計画認定マーク使用規約」（以下「本使用規約」という。）は、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（以下「食料システム法」という。）に基づく計画認定制度（以下「計画認定制度」という。）のうち、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者（以下「認定事業者」という。）が、食料システム法の計画認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用にあたって、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 食料システム法計画認定マークについて

（１）食品等事業者を対象とした計画認定制度は、食品等の持続的な供給に取り組む食品等事業者の以下の４つの事業活動計画を農林水産大臣が認定するものです。

- ① 安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
- ② 流通合理化事業活動：食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上等を図るもの
- ③ 環境負荷低減事業活動：温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
- ④ 消費者選択支援事業活動：食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情報伝達を図るもの

（２）認定マークは、認定事業者が消費者等に対して、計画認定制度に基づき食品等の持続的な供給を積極的に推進する意思を表明する際に使用するもので、上記計画ごとに４種類の認定マークが存在します。



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定